

本日の会議に付した事件

平成24年第1回山元町議会定例会(第5日目)

平成24年3月13日(火) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第36号 平成24年度山元町一般会計予算
- 日程第 3 議案第37号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第38号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第39号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第40号 平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第 7 議案第41号 平成24年度山元町水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第42号 平成24年度山元町下水道事業特別会計予算

午前10時00分 開 議

議 長 (阿部 均君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

代表監査委員阿部武郎君から本日の会議を欠席する旨の届けがあります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

議 長 (阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって12番佐山富崇君、13番後藤正幸君を指名します。

議 長 (阿部 均君) これから、議長諸報告を行います。

[議長諸報告は別添のとおり]

議 長 (阿部 均君) これで議長諸報告を終わります。

議 長 (阿部 均君) 日程第2. 議案第36号から日程第8. 議案第42号までの7件を一括議題とします。課長等から説明を求めます。

議案36号については、企画財政課長寺島一夫君、議案第37号、議案第38号、議案第39号及び議案第40号については福祉課参事佐藤兵吉君、議案第41号、議案第42号については上下水道事業所長荒 勉君。説明願います。

企画財政課長(寺島一夫君) はい、議長。それでは、議案第36号平成24年度山元町一般会計予算についてご説明申し上げます。

まず表紙の1ページ、お開きいただきます。平成24年度山元町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ397億2,743万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

これは1ページから6ページまで記載のとおりでございます。

次に債務負担行為、第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

これについては7ページに記載のとおりでございます。

次に地方債、第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

これにつきましては8ページに記載のとおりでございます。

次に一時借入金、第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

歳出予算の流用、第5条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費、これは賃金に係る共済費を除くものでございます、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上のとおりでございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）保健福祉課参事佐藤兵吉君、説明願います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。議案第37号平成24年度山元町国保事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度山元町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億6,251万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」1ページから4ページに記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」にございます5ページの表のとおりとなっております。

次に一時借入金、第3条地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用、第4条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各号に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上、議案第37号の説明を終わります。よろしくご審議の方をお願いしたいと思います。

続きまして議案第38号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計についてご説明

申し上げます。

平成24年度山元町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,795万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」1ページから2ページの記載のとおりでございます。

以上、議案第38号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号平成24年度山元町介護保険事業特別会計についてご説明申し上げます。

平成24年度山元町の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億7,888万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」1ページから2ページに記載のとおりでございます。

次に歳出予算の流用、第2条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以上、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第40号平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計についてご説明申し上げます。

平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ703万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」1ページから2ページに記載のとおりでございます。

以上、議案第40号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）上下水道事業所長荒 勉君、説明願います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第41号平成24年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに1ページをお開き願います。第1条平成24年度山元町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条業務内容でございますが、記載のとおりであります。

第3条は収益的収入及び支出の予算案であります。

収入の部第1款水道事業収益総額2億6,742万円を見込んでおります。支出の部第1款水道事業費は総額3億5,454万9,000円を見込んでおります。なお、営業運転資金に充てるため震災減収対策債の借り入れを行います。

次に第4条資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部第1款資本的収入総額1億1,461万4,000円を見込んでおります。

支出の部第1款資本的支出総額2億6,958万2,000円を見込んでおります。ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては第4条に記載のとおりでございます。

次に2ページをお開き願います。第5条は企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率等は記載のとおりでございます。第6条は一時借入金の限度額を5億円と定めるものであります。第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。第8条議会の議決を得なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。第9条は他会計からの繰入金を定めるものであります。第10条は利益剰余金の処分についてであります。記載のとおり積み立てるものであります。第11条は棚卸資産購入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第42号平成24年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条平成24年度山元町下水道事業会計の予算は次のとおり定めるところによる。第2条は業務内容で、記載のとおりであります。第3条は収益的収入及び支出の予算案であります。

収入の部第1款下水道事業収益総額6億1,920万7,000円を見込んでおります。支出の部第1款下水道事業費総額8億6,862万円を見込んでおります。なお、営業運転資金に充てるため民間資金からの企業債及び震災減収対策債企業債の借入れを行います。

次に第4条資本的収入及び支出の予算について申し上げます。収入の部第1款資本的収入総額2億4,975万3,000円を見込んでおります。支出の部1款資本的支出は総額6億181万7,000円を見込んでおります。ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては第4条の記載のとおりでございます。

次に2ページをお開き願います。第5条は債務負担行為で、期間及び限度額を定めるものであります。第6条は企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還は記載のとおりであります。第7条は一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。第9条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費を定めるものであります。第10条は他会計からの繰入金を定めるものであります。第11条棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから平成24年度予算編成方針並びに議案第36号から議案第42号までの7件に関する総括質疑を行います。

13番後藤正幸君の質疑を許します。後藤正幸君、登壇願います。

〔13番 後藤正幸君 登壇〕

13番（後藤正幸君）はい、議長。それでは、ただいまから平成24年度の当初予算の概要について、総括質疑いたします。質問の趣旨は、特別委員会にいて町長さんが出てこないと

というようなことがありますと、職員相手だと聞けない部分を中心に質疑いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは第1点目、当初予算の概要の(1)です。当初予算397億2,743万円のうち、348億6,875万円が災害復興費であります。災害復興計画、要するに平成23年から30年までの8か年間の計画と対比すれば、この復興費の進捗は幾らになるのかということが第1点目でございます。

第2点目、行動計画179事業のうち今回の事業は幾つを計画しているのか。また事業別にこの進捗というか予算の進捗はどのぐらいになっているのか。

第3点目、復興交付金第1回配分で我が町は112億円の要求に対し国は47億8,000万円の交付額、率にしますと42.7パーセントと通知しているようではありますが、要求に対して事業が認められない事業があったのかどうか。また42.7パーセントの交付額となりますと復興にいささか懸念が持たれますが、この復興のスピード、これに問題はないのかどうかということでもあります。

第4点目、被災者の早期移転等に問題はないよう、補正等で復興財源の裏づけのできるよう努力していただきたいということでございますが、要するに国で、前で質問いたしました1回目の配分、これは実際検討してすぐに事業できる部分を予算づけたとっております。それで、4期に分けてこの交付金をもっと出すというように国ではいっていますので、その辺の見通しについて伺います。よろしくお願ひします。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君。回答願ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。後藤正幸議員のご質問にお答えいたします。

初めに1点目の震災復興計画の進捗率についてですが、昨年12月に山元町震災復興計画が策定され、今回が初めての当初予算となります。この予算により、山元町が本格的に復興に向けてスタートを切ることになります。当初予算のうち、災害復興関連予算は約349億円であり、平成23年度に予算化した復興関連予算約292億円と合わせますとこれまで約641億円が計上されたところでもあります。復興計画の8年間における震災復興計画に係る総事業費の見込みは国や県等の事業も含め総額で3,600億円を超えまして、うち町事業分として約2,400億円と見込まれております。したがって、復興事業費は予算ベースで27パーセントほどの進捗といえる状況でございます。

今回の当初予算に係る復興事業は調査や設計といった業務が中心でございます。事業費の多くを占める工事費はあまり盛り込まれておりませんが、平成25年度からは宅地造成等の大規模工事が始まりますのでさらに予算規模が拡大すると見込んでおります。

次に2点目、行動計画の事業別の進捗についてですが、当初予算の作成に当たっては昨年12月に議会にお示しした行動計画案との整合性を図りながら作成してきたところではありますが、国との交付金計画の協議や被災住民の意向調査の結果を踏まえ行動計画もなお精査しているところでもあります。この行動計画については目標、指標等も明示した形で新年度の早い時期に取りまとめたいと考えております。その際は平成24年度の補正予算対応を含めた取り組む事業についてもお示ししたいと考えております。また現段階では復興事業の着手がまさにこれからでございますので、進捗はスタートしたばかりといえる状況でございます。そういうようなことで、行動計画は毎年度末に事業の進

捗を完了し、ローリングにより計画をすることにしておりますのでご理解願いたいと思います。

次に3点目、復興交付金の交付と復興のスピードについてですが、3月2日に発表された第1回目の復興交付金の配分では県事業を含め112億円の要求に対し47億8,000万円の配分がなされたところでございます。このうち町事業分だけでは102億3,000万円の要求に対し45億8,000万円の配分となっております。申請前の復興庁との協議で事業を絞り込んでいたこともありまして事業そのものを認められなかったというものではありませんでしたが、それでも事業の計画の精度が低いなどの理由で認められなかった部分もあります。特にイチゴ団地化整備事業では機械的に工事費の部分の40億7,000万円をカットされるなど、不満の残る内容でございました。集団移転事業等の被災者の居住対策関連は予定どおりの事業費が認められましたが、イチゴ団地化整備事業はことし秋の作付けに間に合わせるため早急に工事に着手する必要がありますので、3月末の第2回目の申請において再度要求し、事業費を確保しながら着実な事業の執行に努めてまいりたいと思います。

次に4点目、復興財源の確保についてですが、復興交付金の申請につきましては3か月に1回程度のペースで申請を受け付けるとのことですので復興事業の財源が担保されるようしっかりと準備をして、交付金を要求してまいりたいと思います。一方で復興交付金は使い勝手のよいものとは言いがたい点もありますので、県や関係市町村と連携しながら復興事業を円滑に進めるために交付金制度の改正を求めていくことにも引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。それでは、第1点目から振り返りながら再質問させていただきます。

当初予算に対して今の回答ですと23年度と24年度の当初予算を含めると27パーセントというような予算額になるという説明でしたが、(2)の事業別にはこの進捗率はどうかという質問に対してはスタートしたばかりというような話でございます。両方含めて言いますと、まだ出発点だというようなことでございます。ただ予算額では24年までで27パーセントというようなことですので進捗率、この8年間ではどうにか前倒しできるぐらいのスピードで進むのかなと思います。ですが(2)でおっしゃっているようにスタートしたばかりということなので進捗率に問題ないよう進むという決意をもう一度お聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。24年度の具体の事業の中身につきましては調査とか測量とか本格的な事業実施に向けての、いわばその準備段階というふうなそういう時期になるわけでございますので、そういう基礎的な資料をしっかりと整えながら次の大きな事業執行に向けて、25年度以降に向けて取り組んでいかなければならないというふうなことでございますので、新年度からの体制、若干の体制整備もいたしますのでその整備と相まって本格的な事業の推進、計画どおりに事業が推進できるように鋭意取り組んでまいりたいというふうに思います。

13番（後藤正幸君）はい、議長。続いて(3)の点についてお伺いしますが、震災復興の特別交付金、これの関係なんですけど、要するに結論から言いますとこの復興に使う金のほとんど100パーセントといってもいいぐらいの額が国から出てくる金なんですよ。自己資金を

使わなくても復興できるというような見通しのもとで、この予算上からいうと。ですので、その辺の考え方、もう少し具体的に国にしっかりやるとは言っているんですが、もう少し具体的なお話をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の交付金の獲得といいますか確保といいますか、それに向けては先ほども述べましたように、事業そのものには相当程度の我々少ない体制ではございますけれども精度を高めながらやっているというふうな状況でございますので、ある程度大まかな形で申請をするというふうなやり方でもないではないのでしょうかけれども、どうしても他の自治体なり復興庁の今回の1回目の対応に当たっては沿岸部に、津波で被災を受けた沿岸部にシフトした、重点を置いた査定を念頭に置いているというふうな部分がございます、それと連動する形でちょっと沿岸部の津波被災地そのものもどちらかという内陸の地震で被災を受けた自治体と何か一緒にたにされた嫌いがあるようでございますけれども、説明もきちんとできる形で対応することによって必要な予算をしっかりと確保してまいりたい。そういう中で、先ほど申し上げましたように必要な事業をしっかりと推進していきたいというふうに考えているところでございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。今の説明を聞いておおむねわかったんですが、要するに今の説明から言いますと私なりに判断しますと総花主義でなく具体的に経済効果を検討しながら予算の順位をしっかりとつけて国に要求してそれを進めていきたいというような方向性は読み取ることができました。

そこで本年度の予算の中の一部をちょっとお伺いしますが、本年度397億円の予算の中で特に優先順位の高かった衛生費が前年比135億円、土木費が66億円、農林水産業費が51億円多いんですが、この三つについて特にこの衛生費、それから農林水産業費、土木費でおのおの優先順位をつけて取り組んでいるのかどうかわかりませんが、その辺ちょっとお伺いします。考え方ですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。歳出の予算の規模、内容からいたしますと基本的には重点措置分野としてはこの災害の復旧復興関連というふうなことになりますが、今お話もございました民生費関係なんかですと、災害廃棄物の処理関係、これなどは大半がこの衛生費の大半を占めるような形になりますので、生活環境の改善関連に重点を置く、あるいはあわせて放射能の汚染対策の応急対策に要する経費も計上しているというふうな状況になってございます。それから農林水産業の関係では、これについては津波で被災した農地あるいは農業用水池の早期復旧復興を目指した重点措置、そしてまた本町のブランド品である仙台いちごの早期復旧を目指したところの被災した地域農業復興総合支援事業、こういうふうなところをメインに予算措置をしているところでございます。

それから大きな伸びを、特に示しております土木費関係でございますけれども、これにつきましては応急仮設住宅入居者の生活拠点の早期確保を図る災害公営住宅の整備、これに要する経費あるいは区画整理事業、集団移転関連事業など都市基盤の整備あるいは避難道路、都市計画道路などの交通インフラ整備、今後のまちづくりの土台となる関連事業に要する経費を重点的に計上している、そういうふうなところでございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。続いて(4)に移りたいと思います。(4)では今後の見通しなんですが、最初にここで聞きたいのは一般会計の基金残高についてちょっとお伺いしますが、23年度末の見込みが国からくると私たち独自で持っている調整基金を含めて一般会計といわれる部分、89億1,000万円見込み、そのうち24年度の予算で取り

崩ししようとして計画されている金額約61億円近くを取り崩す見込みで計画されております。要するに24年度末の見込みになりますと89億円あった基金が28億円の残高というようになります。これらをみますと国から一生懸命もらってはくるといいながらも、私たち何年もかかって貯めてきた基金を考えますとこの使い方、有効利用、その辺の考え方をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基金の関係でございますが、今おっしゃっていただいた基金の取り崩し総額約61億円というふうなことでございますが、これにつきましては内容的には二つに分けて考える必要があるのかなというふうなことでございます。従来からこつこつとためてきた財政調整基金と今回の震災絡みでの国からの復興交付金を基金として震災後に積み立てたもの、あるいは県経由での復興基金、そしてまた全国の皆様方からの町の復興に対する寄附金、こういうものも相当程度ある中でのこの基金の運用をしていくことになるというふうなことでございますので、そういう中でこれまでの蓄えてきた財政調整基金、一般の財政調整基金でいきますと23年度末、今年度末で16億円程度のものを今回は5億5,000万円ほど取り崩す。そしてその差し引きは24年度末見込み、単純にいきますと約10億5,000万円ほど残高が残るというふうな状況でございます。

いずれ、今まで積み立ててきた調整基金関係、一般の調整基金関係を含めてトータルで申しますと現在手元にある基金総額は震災復興交付金の55億円を中心といたしまして89億円ほど手持ちにあつて、今年度にご指摘いただいたように約61億円を取り崩す、そして来年度の今ごろの単純な残高としては28億円ぐらいになるというふうなことでございますが、いずれにしても大切な運用基金でございますので、調整基金でございますので、少しでも効果的な事業が推進できるような形、あるいは後年度の財政運営に支障のない形での運用を心がけていきたいなというふうに考えているところでございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。第1回目の質問のときもお答えいただきましたように、3か月ごとにしっかり準備してそれを要求してこの基金でいえば東日本大震災の復興基金の方を重点的に使っていく。今までため込んできた財政調整基金は大切に使うというようなお答えで安堵しております。

それから将来に向かってのところで考え方だけちょっとお伺いしますが、笠野地区とか町地区で集団移転を町で計画しているところでないところに要望書を上げているはずですが、これらの取り扱い方についてちょっとお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。各行政区の方から個別にそれぞれ、場合によってはある箇所に集団移転を目指したいというふうな意向がこれまでも寄せられておるところでございますが、その関係につきましては過般実施いたしました被災者の皆様方の個別面談調査、これの結果の中ではまだ全体が調査を終えていませんがその中で申し上げますと、まとまった形でこれまでご要望いただいていた場所に希望をされる方は極めて少ない状況でございます。一番多い箇所ではしか4名ぐらいというふうな状況でございますので、これは町がいろいろと段階的に集団移転なり、あるいは新しいまちづくりに対しての方向性なり少しずつではございますが判断資料を提供申し上げます中で皆さんの方向性が少しずつ具体化してきているのかなというふうにはとらえております。いずれにしても最終的な集計を待ちまして、その辺を踏まえてまたそれぞれの各行政区の代表の皆さんと意

見交換をしながら最終的な整理をしていきたいというふうに思っております。

13番（後藤正行君）はい、議長。このほど町で被災した方々からアンケートをとっておるんですが、そのアンケートの結果ですと町で進めている新市街地への移転を希望なさっている方が約45パーセントということで、今私が最初に質問したような方も結構いるんだということを頭に踏まえて、この人たちだって同じ被災を受けているんですから、私たち町としては考えているところに大勢集団移転していただきたいという気持ちは私もわかります。ですが、そういう人たちもいろいろ諸々の事情があって別のところを希望なさっているというような人もおります。そういった意味からいいますと町外に移転なさるような考えではなく町内に住みたいというような考えですので、その辺も十分考慮して今の答えですとよく話し合っただけ進めたいというような答えですので、もう一度その決意をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の被災で移転を余儀なくされた被災者の皆さんの個々の考え、思いというふうなものも大事にしたまちづくりをしなければならないというふうに思いますが、この機会できなければできないまちづくりもまたそういう中で進めていかなければならないというふうに思っておりますので、町が目指す三つの新しい市街地形成というふうなことを基本にしながら、そこに1人でも多くの町民の皆さんに移転をしていただけるように、あるいは将来的に向けてそこにまた町外からも移転していただけるような利便性の高いまちづくりをしてまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）13番、後藤正幸君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）12番、佐山富崇君の質疑を許します。佐山富崇君、登壇願います。

〔12番 佐山富崇君 登壇〕

12番（佐山富崇君）はい、議長。24年度の予算に関連しまして総括質疑2件行いたいと思いますが、1件目につきましては交付金の関係、同僚の後藤君から質疑があつて大分明快にどうか私も理解したところもありますので、私なりの質問で結構でございます。いずれにしても私も簡潔に聞きますので、簡潔にわかりやすく説明をいただきたいと、ご回答いただきたいと思っております。

復興交付金のことについては40パーセント台ということは後藤君の質疑でわかりました。私もそのように理解をしておりますが、私がお聞きしたいのは当初町長の予算説明でもありでありまして、地方債も含めて約300億円の復興交付金と合わせて地方債と約291億円の財源をみているということで、きのうはお昼ご飯も食べないで大変町長には復興庁の事務次官がおいでいただいたということで懇ろにお話しなさったようではありますが、間違いなく290億円見通せるかどうかを改めて伺います。それが、復興交付金についてはそれでありまして。

第2件目は8款6項3目の都市計画復興推進費30億7,679万4,000円という膨大な予算額であります。これが町長のおっしゃっている、先ほどは土台というふうな後藤議員の質疑には答えておったようではありますが、この件について伺いをするものであります。いずれにしても、まずお聞き1回目としては宮城病院前の7.5ヘクタール、それから新山下駅周辺38ヘクタール、新坂元駅周辺6.3ヘクタールというふうな土地です。これを求めてここに住宅移転をしていただく、あるいは災害公営住宅を建てる。この面積の根拠をまず伺いをいたしたいと。以上であります。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君。回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

初めに復興交付金配分についての1点目、第1回配分と今後の見通しについてですが、3月2日に発表された第1回目の復興交付金の配分では町事業分として102億3,000万円の要求に対して45億8,000万円の配分で行いましたので、配分率は44.8パーセントとなります。このうち配分が認められなかったもの、先ほども後藤議員にお答えいたしましたが、ほとんどはイチゴ団地化整備事業の工事費に係るものでございまして、これが40億7,000万円となっております。申請前の復興庁との協議との関係につきましても、これも先ほどお答えしたとおりでございますが、町としては事業費用を絞り込んでいたこともございまして事業そのものを認められなかったものはありませんでしたが、事業費の計画の熟度が低いなどの理由で認められなかった部分については今後計画を精査し、次回の申請に盛り込みたいと考えております。

それから2点目の1回目の配分額と24年度の見込み額というふうなことでございますが、第1回目の交付金の配分額は町事業分としては45億7,941万円でございますが、平成24年度の復興交付金の申請につきましては今後3か月に1回程度のペースで申請を受け付けるということでございますので、事業計画が固まったものから順次申請をしていきまして、その都度補正予算として議会にお諮りをしたいと考えております。

次に都市計画復興推進費でございますが、こちらの事業は震災復興計画に基づく復興のまちづくり、集団移転促進事業、これらに関連するインフラの整備事業に関する事業費となっております。事務費の部分を除きすべて復興交付金を財源にするものでございます。あらかじめご質問いただいたこの予算附属説明書につき質疑したいというふうなことでちょっと内容が判然としない部分がございますが、答えさせていただきますとまず防災集団移転促進事業についてですが、集団移転の移転先となる宮城病院周辺地区、これについては地質、あるいは測量調査、基本設計等に係る費用、それから災害危険区域から移転した方が住宅ローンを組んだ場合の利子に対する補助や移転費用の補助金を計上してございます。次に復興土地区画整理事業については集団移転の受け皿となる新山下駅周辺及び新坂元駅周辺を区画整理の手法によりまして整備するための地質、あるいは測量調査、そしてまた基本設計等に係る費用を計上しているところでございます。

それから都市計画道路の新設改良については、これは国道6号から浅生原地区周辺から新山下駅に入れるための新設道路に係る調査設計に係る費用を計上いたしておるところでございます。防災緑地整備事業については交流施設整備を含めた防災緑地造成に係る調査設計に係る復旧費を計上しているということでございます。それからスマートICの基本構想計画検討事業については常磐自動車道の久保間地区に新たなスマートICの設置許可を得るために設置効果や事業手法について検討するものでございます。それからJR関連特定環境影響評価事業についてはJR常磐線の移設の際に必要な環境影響評価の業務を委託するものでございます。次に復興基盤データベース構築事業については多くの復興関連事業を効果的に推進するために事業の進捗の管理や情報の共有化のためのマネジメント業務、データベースの構築業務でございますが、これを委託するものでございます。

最後になりますが排水計画の見直し事業は復興まちづくりの推進により町内土地利用が大きくかわることから、排水系統や排水施設等の確認と解析などの検討を行いまして町全体の排水計画を見直すものでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番（佐山富崇君）はい、議長。一番最初に申し上げましたとおり復興交付金、町長きのうは復興庁の事務次官がおみえになったということでお昼も食べないで2時間もいろいろとご相談申し上げたというかお願いを申し上げたという話を聞いておりますが、そこで当初予算案の概要にもありますとおり、復興交付金と地方債等で約291億円、その他として交付金事業に伴う災害復興特別交付税62億円ということで約350億円見込んでいるわけですね。それが間違いなく見通せるかどうかと改めてお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。復興交付金の今後の確保の見通しというふうなことでございますが、先ほど後藤議員にもお答えしましたとおり、大きな事業を進めていく上には段階的に物事を進めていく必要がございます、今は大きな事業に備えての基礎的な準備段階的な対応というふうなことでございますので、それをきっちり整えて説明ができるような状況を査定する復興庁の側になるほどと思わせるようなそういう資料なりあるいは説明をしていく必要があるんだろうというふうに思いますので、そういう努力を役場挙げてやることによって予定されている必要な予算をしっかりと確保しながら予定どおりの事業推進に向けて取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。諸々の努力をしてというのは当然のごとくとして私は申し上げているので、見通せるかどうかということをお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。見通せるかということでございますが、かつて経験したことの無い大事業でございますのでなかなか明快な形で見通しをつけるというのは困難な状況にございますけれども、最大限の努力を傾注するしかないなというふうな思いでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。見通せるとまでは言いがたいというふうに受け止めました。ただ最大限の努力をするという答えはいただきました。

続きまして先ほど申し上げましたが、宮城病院周辺7.5ヘクタール、山下駅周辺38ヘクタール、新坂元駅周辺6.3ヘクタール、この面積の根拠をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体的な積算といいますか規模の見積もり関係につきましては担当の復興推進課長の方からお答えさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。宮城病院周辺、それから新山下駅周辺、坂元駅周辺の面積の規模でございますけれども、8月に行いました住民アンケートの結果に基づいて住宅面積の張りつけ等を考慮した上で暫定の数値として記載しているものでございます。今回2月から個別面談によりましてアンケート調査を実施しております。そういっ

たところでさらに希望する宅地等の精度を上げた形で必要となる街区の面積等を再度精査した上で変更となる部分もあるというふうにご理解いただければというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。暫定の積算をしたとお話になりました。その暫定の計算式を教えてください。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。おのおのの面積に面積当たりの単価を掛け算いたしまして、それで予算額として計上しているというようなことでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。違うんですよ。この面積を出した基礎をまず一回教えてください。そのあとそれをお聞きしますから。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。8月の段階で移転戸数等を計上しております。それで移転戸数、それから公営住宅の希望戸数、そういったものに公共用地の面積、そういったものを含めまして加除積算をいたしまして必要面積というふうなことを測定しているということでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから戸数何戸で1戸当たり幾らの面積でそれから公共用地幾らでというふうに教えてくださいと言っているわけですよ。それをお願いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。申しわけありません、ちょっと今手元に詳細な数値集計したものがちょっとありませんので、時間をいただければというふうに思います。

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。再開は11時25分とします。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興推進課長鈴木光晴君。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。お時間ちょうだいいたしまして申しわけありませんでした。先ほどの佐山議員の方のご質問にお答えいたします。まず新山下駅周辺の38ヘクタールの内訳でございますけれども、戸建ての住宅希望として450戸、こちらで1戸当たり100坪の面積を掛けておまして必要面積が14.8ヘクタール、それから災害公営住宅、こちらの分につきましては361戸ということで平均60坪というような面積を計上いたしまして7ヘクタール、合わせまして道路そのほかの公共用地の土地といたしまして16.2ヘクタール、合計いたしまして38ヘクタールというような内訳でございます。

続きまして新坂元駅でございますけれども、戸建て住宅といたしまして95戸、100坪ということで3.1ヘクタール、それから災害公営住宅82戸、平均60坪といたしまして1.7ヘクタール、そのほかの公共用地といたしまして1.5ヘクタールということで合計6.3ヘクタールというような内訳でございます。

最後に宮城病院でございますけれども、こちらが戸建て住宅といたしまして25戸で100坪で0.8ヘクタール、それから災害公営住宅につきましては60戸、1.2ヘクタール、公共用地といたしましてこちらの福祉ゾーンということで公共用地がちょっと多くなってございますけれども5.5ヘクタールということで合わせて7.5ヘクタ

ールというような数字の計上になってございます。

なお、先ほど申しましたとおり今回個別調査やっております。この辺の数字につきましては再度精査した上でなるというようなことはご承知おきいただきたいと思います。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。あまり早くてちょっと記録取れなかったのを改めてお伺いします。公営住宅が新山下駅が361戸と言いましたか。公営住宅の分だけ教えてください。361、それから新坂元が公営住宅で何戸でしたっけ。82戸。それから宮城病院が60戸ですね。計幾ら、何戸になるんでしょうか。503戸。わかりました。公営住宅につきましては先日の一般質問、同僚の伊藤隆幸議員の一般質問にお答えになっているの町長は将来600建てたいというふうな話なされたんでなかったでしょうかね。これは8月のアンケートだから503戸とこういうことで理解していいんでしょうか。一番最初400戸程度と言いませんでした、公営住宅。500戸でしたっけ。そうですか、私の記憶違いで申しわけありません。わかりました。それでこの単価、お願いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。単価につきましては、一応公共的な測量積算委託、測量積算の基準書に基づいた単価というようなことになってございます。内訳につきましては現段階ではちょっとまだ契約もまだの状態ですので現在のところお答えするわけにはいかないということでご理解いただきたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。でもこれ買収価格は入ってないわけですか。例えば9億2,139万3,000円、それから14億5,146万6,000円、これは買収単価は入っていないということに理解していいんですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。一応こちらの9億円という部分につきましては買収単価を込みで計上してございますけれども、今回先ほどの復興庁の方の予算査定において買収につきましては今回は基本設計のみというようなことで査定を受けておりますので、その部分の内示額というふうにはなってございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。附属説明書の69ページにある数字はそうすると内示額であって総予算額ではないとこういうふうに理解していいんですね。附属説明書というの、これの69ページ。この数字は復興庁の査定を受けた額で買収単価は入っていない数字であるというふうに理解していいんですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。こちらの9億2,000万円という数字につきましては、ちょっと確認させていただきたいので時間をいただいてよろしいでしょうか。

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩とします。再開は11時40分といたします。

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興推進課長鈴木光晴君。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。大変申しわけございませんでした。復興土地区画整理事業の予算額9億2,139万3,000円につきましてはあくまでも調査設計費というようなことでの予算計上になってございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり買収費は入っていないというふうに理解していいですね。
はい、わかりました。それでは、調査設計で防災集団移転促進事業と復興土地地区画整理事業では集団移転促進事業の方が7.5ヘクタールの方が14億5,000万円ですよ。44ヘクタールですか、44ヘクタールの方が調査設計だからっつてもう9億2,000万円、この辺は集団移転促進事業の方がどうしてこんなに金額が高くなるんでしょうね。44ヘクタールの分が9億2,000万円、7.5ヘクタールが14億5,000万円、私理解できないんですが教えてください。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。防災集団移転促進事業につきましては調査設計費のほかに移転支援の補助金も合わせて予算計上としております。その分が加算されてきて予算上は大きくなっているというふうに理解していただければと思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。この補助金についてはですから25戸の分ですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。こちらにつきましては防災集団移転の対象となる家屋数ということになりますので、25戸の限定ではなくいわゆる災害1種、2種の区域の分ということでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまりは新山下駅の361、あるいは新坂元の95戸も入っているというふうに理解していいんですね。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。そのように理解していただいて結構なんです。ただ一応すぐに、要は区画整理のメイン開発が終わってその部分に今すぐ飛べるというような状況にはなっておりませんので、例えば町外移転者ですとかそういった方に対する費用のうちの一部というふうなことでご理解いただければというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。費用の分の一部とちょっと理解できないんです。町外移転、町外移転の方にも費用の一部って今おっしゃった、町外の移転ね。そこをちょっと教えてください。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。防災集団移転事業の対象者全戸数というような予算措置ではないというように理解をしていただければということです。要は、今現時点で町外に移転されるなどで早くにそういった移転費用、それから利子補給が必要な世帯に対しての費用を計上している。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり今年度分ということに理解していいということですね。
はい、わかりました。大筋においてわかりました。詳細については特別委員会でお尋ねをしたいので総括としてはここでとめておきます。まず、この分につきましては。

都市計画道路の新設改良と690メートルというふうになっております。どこからどこまでですから、690メートルなのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、国道6号の浅生原地区、もう少しあれますと今夢いちごの郷の仮店舗があるあの周辺から新しい山下駅周辺に向かう延長690メートルの路線というふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ちょっと理解できないですね。大ざっぱなお話で、余りにも。例えば690メートルであれば700メートルと書いてあるはずなんだよね。大ざっぱな話だが。690メートルと出ているわけですよ。きちっとしたあいづが出ていないんですか。そのところを教えてください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。現在押さえている数値的なものにつきましては、先ほど住宅関係については先ほど担当課長からの方からご説明させていただいたような内容でございますし、今申し上げましたこの新しい都市計画道路につきましては約690メートルというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。要は現地に入って測量をした中での数値ではございませんので、一定の縮尺の中での、図面の中での概略的な延長、数値というふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そういうことであれば普通記載は約700メートルと普通記載するのが普通。10メートル単位で出ているつうことがかなり正確なことが出てあるんだなというふうに私らは理解するんですが、その辺をもう一回お願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回予算附属の説明資料というふうなことで初めて附属資料として用意させていただいたわけですが、これにつきましても担当スタッフ、時間のない中で新たな取り組みというふうなことでやっているわけですが、極力約というふうな形でこの69ページにあるような防災緑地であるとかであれば約というふうな80ヘクタールというような数字使わせてもらっておりますが、一つ一つについて約がついているから概略、ついていないから精査した数字というふうなことではなく、まず現段階でおおむねこの程度の数字だというふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。そういうふうにしたら何の資料の価値がなくなってしまうんじゃないですか。私はそうと思いますが、あえて追求しません、ここでは。では、約690メートルともう一度お伺いします。どこからどこでしたっけ。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長の震災復興課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。新山下駅から若干南下しながらちょっとカーブを入れるような形なんですけれども、ぐるっと回るような形で国道6号までタッチするというような街路を考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。この件については後ほど後で特別委員会で審査のときにお伺いしますので防災緑地整備事業に入らせていただきますが、対象面積、もちろんこれも調査設計費だけであるということを書いてありますのでよくわかりますが、4億7,900万円、約4億8,000万円の金額、予算額という。以前の砂防林は幾らあったでしょうね。面積。これ約80ヘクタールとなっているんですが、以前の砂防林は幾らあったですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。手元に資料がございませんので、その分については今調べて後ほどお答えさせていただきたいというふうに思いますので、もし次の質問があるのであれば説明させていただければありがたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。次の質問に入っておれという議長からの命令と受け止めまして次の質問に。スマートインターの基本構想計画検討事業ということでございますが、これは1,000万円と、予算額と。これ前陳情か何かにあったですよ。東日本高速道路だの会社かね。東北整備局でしたか。その辺は私も記憶定かでないので申しわけありませんが、そのときの状況をちょっとお伺いしたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。スマートインターの実現につきましてはこれまでにネクスコの東部支社長、そしてまた東北地方整備局の方に足を運んでおりますし、事務的には――

の方ともいろいろ復興推進課を中心にやりとりさせていただいておりますけれども、地方整備局と東北支社の方につきましては議長なりあるいは常磐動の特別委員長さんにもご同行いただく中で対応してきているところがございますが、ネクスコ、整備局、2か所とも町のこの構想については相当程度の理解を示していただいているかなど。いろいろな場面でいろいろな陳情要望等をこれまで重ねてきているわけがございますが、私としてはこのスマートICについてはネクスコさんも地方整備局長も相当程度理解していただいておりますので、実現に向けては今の段階では明るい感じがしております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。結構なことであります。私としては大いに前に進めていただかない予算かなとは思っておりますが、隣接町などとも連携をとるべきではないかということをご指摘申し上げておきたい。

次に移らせていただきます。環境衛生評価事業業者委託料3,000万円。委託先は大体どういうふうになって大体いつごろまでの期間として委託すんのかなということでお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。業務委託の具体的な内容でございますので、これは担当の震災復興推進課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。なお、スマートICの関係で若干補足させていただきますと、ご指摘いただいた部分の周辺市町との関係でいいますと丸森町長、角田市長にも地方整備局の方にご同行いただき、そしてまたこれの今後の検討委員会、これに中にもお入りをいただいて周辺と一体となって進めることにしておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。JR関連の特定環境影響評価事業でございますけれども、今回復興特区法に基づいて申請者が市町村が行うというような特区法の中身になってございます。こちらにつきましては、JRの路線ルートが決定次第契約できるような準備をしまいたいというふうに思っておりますので、新年度なるべく早い時期にそういった作業に入れるように進めていきたいということがございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。防災緑地の整備事業についてはまだ出ませんか。出たら一緒にお答えいただければいいのですが、まだ出ませんね。まだですね、はいわかりました、結構です。それでは出ないのまで無理にはいいません。

排水計画見直し事業、まずもってこれはどうの調査計画で1億円、まずどこまで見直しをするように調査計画を頼むのか。その辺をお願いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。過般の一般質問で佐山議員のお尋ねに対してお答えしたとおりでございますので、一般質問でお答えした以外の部分につきまして担当課であるまちづくり整備課長の方から補足説明をさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。排水計画の見直し業務につきましては、今回の震災によりまして地盤沈下が進んでいる部分、それから排水機場の被災を受けた部分とか、それから町内全域にわたりまして排水系統が大分不完全な部分も出ているというようなこともございます。今回の見直し業務につきましてはまずもって町内全域の流域系統のすべて調査する、対象エリアとしては町内全域というようなことで考えております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。震災復興推進課長、私の一般質問の内容をよくお聞きいただいたと思いますが認識はいかがか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。現山下駅ですけれども、あの周辺の内水排除対策に

つきましては町としても非常に喫緊の課題であったというようなことでは認識しております。今回この全体の排水計画の見直しとあわせて、それからあと新市街地をつくったときの面開発などともあわせて当然こういった全体計画の中にそういった要素を盛り込んだ上で町全域の排水計画を決定していくというような内容にしていきたいというふうに思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。復興推進課長からご答弁をいただいているのでこれは聞くまでもないのかなという気はするが、これは将来ともというか4月以降というべきなのか復興推進課で出た今度かわりますけれどもそこで担当するようになるのかどうか改めて町長にお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。4月からの調査計画というソフト部分でございしますが、これは震災復興企画課の方で担当をするというふうなことになります。事業化に向けてはまたいろいろ復興整備課とかとの機能分担が出てきますけれども、当面は企画課の方で担当させていただきます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。最後の質問をすえをいたします。コンパクトで質の高い中心市街地の形成というようなことがこの8款6項3目に入っているのかなとあらかたね思うんですが、そこで町長に質疑というかお伺いしたいんですが、町長のイメージする、イメージじゃないんだな、具体的にだな。具体的にコンパクトで質の高い中心市街地の形成がなったとしてどういうものが具体的にそこにイメージというか存在しなければそういうふうにいえないのかどうかをお伺いしたい、こういうふうに思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には安全で快適、あるいは買い物なり通勤通学なり生活の利便性というふうなものの機能が一定程度そこには備わることが前提になるのかなというふうな気がいたします。

12番（佐山富崇君）はい、議長。利便性とか快適とかそういう表現でなく今買い物というから店があるところということですね。そういうふうな理解で具体的にお話いただきたいと思います。その中心市街地、コンパクトで質の高い中心市街地というのはどれを、どういうことを入っているのか。具体的に。私わかんない。いずれ抽象的で。形容詞だけの話では暮らしやすいところでしょうということであってしまえばそれまで。快適なところとってしまえばそれまで。そのためには具体的に何を何がそこに存在しなければならないのか。それを町長の頭の中に入っているのかをお伺いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の新市街地の形成整備に当たりましては何とんでも足の確保という点では公共交通機関であるJRの駅を中心としたまちづくりというふうなことがございます。これまでの我が町の駅、あるいは駅前の環境整備を振り返ったときに車社会に対応したような一定の車がスムーズに流れるような、回転できるようなロータリー機能がそこにはあって、あるいは一定程度の駐車スペース、駐輪場、そういうものもなくてはならないだろうと。そしてまた駅前というふうな地域特性を生かしてそこには各種のといいますか商店機能、床屋さんであったり魚屋さんであったりの小売り店舗なり、あるいは一定規模のスーパーなどもそこには欲しいなど。あるいは一定の金融機能といいますか銀行などの機能も欲しいというふうに思いますし、あるいは駅からの至近距離というふうなことを生かして役場の機能なども必要な証明書関係についてはボタン一つでやりとりできるようなそういうふうな機能も、これは独立してやる形には必ずしもならないというふうに思いますけれども、何かの施設と併設するようなそういうよ

うな形もありますでしょうし、あるいは検討の課題としては保育所機能なども子育て世代、安心してお預けができるような、そしてまたそこから通勤できるようなそういうふうなものもあっていいのかなというふうな気がいたします。それからせつかくのこの新しい市街地というふうなことでございますので、メイン道路は一定の植栽なども必要でしょうし、駅前なり中心市街地にふさわしい雰囲気づくり、緑なり花、そういうものも必要でしょうし、あるいは大規模というわけにはいかないでしょうけれども、一定のメインストリートには電柱が乱立するようなことのないような、電柱を極力メインの通りから外して裏通りということになりますでしょうか、そういうふうなまちづくりを実践されているところもございますので、そんなものもイメージしているところがございますし、あとは公営住宅なり分譲住宅の配置のバランスでありますとか、あるいは駅前周辺を中心として場合によっては商業施設と併設したような比較的高層になりますか、町内としては高層になる店舗付のアパート的なものも欲しいなというふうなそんなイメージを持っておりますので、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。大変結構なイメージでありまして、満足をいたしましたというよりはなっってほしいもんですなということだけ申し上げて……、さっきのどべ。おれはあとでもいいと思ったんだ。

議長（阿部 均君）まだ終わらないでください。先ほどの佐山富崇議員の質疑に対しての未回答部分、防災緑地について産業振興課長渡辺庄寿君、回答願います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい、議長。大変遅れてすみませんでした。町の分としまして140.8ヘクタールの砂防林になっております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。あとは特別委員会で詳細にすべてこの件についてはお伺いしたいと思いますので、総括としては終わりにしたいと思います。

議長（阿部 均君）12番、佐山富崇君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）ここで暫時休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午後00時08分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）8番、佐藤智之君の質疑を許します。佐藤智之君、登壇願います。

〔8番 佐藤智之君 登壇〕

8番（佐藤智之君）はい、議長。それでは、私は次の2件について総括質疑をいたします。

1件目は、町民の関心の高い放射能除染対策についてであります。昨年12月に山元町は国より放射能汚染状況重点調査地域の指定を受けましたが、24年度当初予算で放射能除染対策費2,318万3,000円、また災害廃棄物処理事業費179億4,971万7,000円の中にも計上されていますがその中で学校施設、いわゆる学校教育環境の除染対策について、学校給食食材の検査について、また町内のホットスポット対策について伺います。

2件目は水産業の復旧についてであります。町のブランド品であるホッキ貝を中心

とした水産資源の拠点である磯浜漁港の災害復旧工事として24年度当初予算で漁港施設災害復旧費5億6,593万2,000円を措置し、25年度までの繰越事業で実施するとなっていますが、漁港の災害復旧の内容について、また水産物供給機能の回復等を図りあわせて経営の安定に寄与するとなっていますが、漁港関連施設の復旧について伺います。

以上でございます。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君。回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

初めに放射能除染対策のうちスポット対策について申し上げます。ホットスポットとなりやすい場所としては一般的に集水升、側溝、あるいは排水溝付近が多いといわれておりまして、また落ち葉が堆積する箇所などもその一つとなります。現在町では放射性物質汚染対象特別措置法に基づく山元町除染実施計画を策定中でございますので、放射能の影響が高いとされる幼児や児童生徒が集う保育所、幼稚園、こうした学校関係を中心にホットスポットが確認されれば最優先的に対策を講じてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に水産業の復旧についての1点目、漁港の災害復旧対策についてですが、磯浜漁港の施設につきましては全体を5工区に分けて国の災害査定を受けております。今後漁港を使用する船舶が安全に運行、停泊できるよう災害復旧工事を計画的に実施してまいりたいというふう考えております。施工は平成24年度と25年度の2か年で行う予定であります。外洋に面した東防波堤を初めに行いますが、現在実施計画書を策定中でありまして、でき上がり次第発注方法や発注箇所の具体的な選定をしていく予定であります。なお工事の施工に当たっては漁協関係者と協議を行いご理解をいただきながら操業に影響のないように努めてまいりたいというふう考えております。

次に2点目、漁港関連施設の復旧についてですが、荷さばき所の建設につきましては当初予算には計上しておりませんが、今後復興交付金の基幹事業である水産業協同施設利用復興事業を活用しての建設を予定しております。現在復興庁及び水産庁と事業内容について協議しているところでありますので、今月末の締め切りにあわせて申請することとしております。荷さばき所完成までの流れについてですが、今月末の申請で交付が決定いたしますと5月中に交付額が決定いたします。その後、6月議会に補正予算を上程しまして予算が可決され次第建設のための調査事業と設計業務を行ってまいりたいと思います。この調査と設計については3か月ほど見込んでおり、その後建設工事に入りますので早ければ24年度末の完成を見込んでおります。私からは以上でございます。

教育長（森 憲一君）はい、議長。佐藤智之議員の放射能除染対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに学校施設の除染対策についてですが、各小中学校においては定期的な放射線量の測定を行い学校の教育環境の安全性を確認するとともに測定結果を町のホームページや学校だより等で公表するなど、保護者等への定期的な周知に努めてきているところであります。現在各小中学校では子供たちが生活する場所等を中心に放射線量をきめ細かに測定してきているところでありますが、今後ホットスポット等が確認されたときは速やかに除染等の措置を実施してまいります。

次に学校給食食材の検査についてですが、町の学校給食で使用している食材は安全性

が確認され市場に流通しているものに限定しているため、安全安心な学校給食の確保が図られています。しかし給食食材に対する保護者の不安を少しでも払拭するとともに食品に含まれる放射性物質の新たな基準が厚生労働省から示されていることなどから、さらなる学校給食の安全安心の確保のため新学期から町独自に学校給食食材のサンプル検査を実施する予定です。なお検査機器については既に導入が完了し、現在操作方法や検査体制等を整えているところであり、各小中学校の放射線量と同様町のホームページや学校だより等を通じて検査結果等を保護者の皆様などに周知してまいりたいと考えております。以上です。

8番（佐藤智之君）はい、議長。放射能対策については今町長並びに教育長から新年度に対する対応について回答をいただいたところでございます。これは町長の方にお尋ねしますが、ホットスポットとして予測される中に災害廃棄物処理場、この辺もひょっとしたらその対象になるのではないかと。その中に当然放射能測定関係の予算が組み込まれているようではございますけれども、これについてももう一度確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のお尋ねは牛橋の県の方をお願いしている産業廃棄物の震災廃棄物の2次処理場の周辺での測定状況というふうなことでございますが、これにつきましては前にもお話ししておりましたけれどもあそここの場所での稼働が実際始まる前の今の状況の環境関係の測定を行う。そしてまた具体的に稼働がしてからそれと同じような形で調査をし比較をしていくというふうなことで基本的な対応をしていきたいというふうなことでございますが、現在町の方で定点測定として23か所ほどやっている中では把握し切れない部分がございますけれども、具体的に2次処理場周辺のこれまでの対応状況について町民生活課長の方から若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ただいま臨時的に置いております1次仮置き場等につきまして、さきに県の方でその種類ごとに放射能線量等を調べた結果が公表されております。一番高いものにつきましては線維類で2,500ベクレル、あとプラスチック等についても、今正確な数値は持っておりませんがそれよりも低い形での調査結果となっております。その数値の値にしましては人体に影響を及ぼさない数値だということではございますが、それを焼却処分した場合に約33倍ぐらいに濃縮されるというようなこともございますので、処理場の方ではそれを水洗い等をしまして焼却をいたしバグヒーターによってその放射能の放出をほぼ100パーセント除去できるというような計画の内容になってございます。今後につきましても放射能の線量等の調査を実施しながら第2処理の方に行っていくというような計画でおりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。第1次仮置き場等についてのいろいろな放射能対策について今回答いただきましたけれども、そういったことも今後この24年度進める中であって町民の皆様が安心のできる広報活動も必要ではないかと思っております。その辺について町長の考え方をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま廃棄物の集積場での状況を担当課長の方から申し上げたわけでございますけれども、今後につきましては具体的に処理が始まる中で先ほど申し上げましたように始まる前と後でどういうふうな環境の変化があるのかないのか、その辺については今も定点観測の結果を公表しておりますけれども、同様な形で速やかに公表できるような体制を敷いてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきました。

いというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。教育長に伺いますが、学校給食の中で附属資料説明書の中に2種類の食材と書いてありますけれども、この2種類の食材の中身について。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。学校給食の安全安心を図るためその、これはなかなか毎日というわけには現在のところいかないというふうに思っておりますけれども、例えばその日の献立の中で例えばキャベツと大根であるとかそういった食材、実際使う食品の種類の数でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。2件目の磯浜の、これはちょっと確認の意味で質問しますが、磯浜漁港の海中の瓦れき、これは大体撤去終わっているのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。磯浜漁港そのものについては基本的には瓦れきの撤去は済んでございますけれども、周辺はまだ若干細かいといいますか防潮堤等が大きく損害を受けた中で一定程度まだ残っているようでございまして、過般のホッキの生息調査の中でもそういう部分が指摘されておるところでございまして、漁港そのものについては基本的な対応は済んでいるというふうな状況でございまして、若干担当課の復旧室のショウジ課長の方から補足をさせていただきたいなというふうに思います。

議 長（阿部 均君）災害復旧室長庄司正一君。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。漁港内の航路及び港内につきましては瓦れき撤去はすべて終わっております。先ほど町長がお話ししましたが、外洋に面したところについては一部取り切れないところがあるということでございまして、ご理解を賜りたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。最後に、先ほど磯浜漁港5工区に分けて進めると。これは大きっぱで結構ですのであと残り4工区の中身について教えてください。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。先ほどのご説明の中は5工区というのは災害査定を5工区で受けました。発注につきましては外洋に面したところ、東防波堤を中心に発注したいというふうに考えておりますが、先ほど町長の回答にもございましたようにただいま設計中でございます。その設計の完成を見て発注の形態、あるいは発注の件数等を精査しながら実施してまいりたいというふうに思っております。なお年度におきましても24年、25年というふうなお話をさせていただいておりますが、その年数におきましてもブロックの製作あるいは製作ヤード等の関係もございまして2か年ということでご理解を賜りたいというふうに思っております。以上です。

8番（佐藤智之君）はい、議長。大体概要がわかりましたのでこれで質問終わりますが、とにかく放射能にしろまた磯浜漁港にしても関係者はそれぞれ一日も早い対策あるいは完成を待ち望んでおりますので、どうかさらに精力的にこの辺についても取り組まれるよう要望いたしまして私の質問を終わります。以上です。回答がありましたらお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐藤議員からお話がありましたように、それぞれの関係者が必要な対策対応を待ち望んでおりますので、町としてもできるだけそういうご要望に速やかにこたえられるように頑張っていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）8番、佐藤智之君の質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）6番、遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願ひます。

〔6番 遠藤龍之君 登壇〕

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提起されております、提案されております山元町の一般会計予算の中から3件ほどの総括質疑を行い町長の所見をお伺いするものであります。

1件目は一般会計の中の社会福祉費についてお伺いします。被災者支援対策及び生活再建対策について一定水準まで回復しつつあるということではありますが、これまでのこれらの取り組みの現状そして今後の取り組みはどうなっているのかお伺いいたします。

2件目は障害者自立支援法をめぐる状況についてであります。障害者自立支援法を廃止し新たな障害者総合福祉法を制定するという動きがある中で、これらの町の対策対応、どのようになっているのかお伺いいたします。

3件目は一般会計の歳入の確保についてであります。地方交付税、特別交付税、臨時財政対策債等一般財源の確保についてその考え方、またこれらの予算にどのようなあられているのかお伺いいたします。

以上、3件の質疑であります。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君。回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えをいたします。

初めに被災者支援及び生活再建対策の現状と今年度の取り組みについてですが、昨年の10月に山元町地域サポートセンターを設置し仮設住宅を中心に中高年層の単身者等の孤独死、あるいは身体機能の低下を防ぐために訪問、健康相談、配食サービス、サロン事業等を展開しておるところでございます。12月には山元町復興センターが設置され、ボランティア活動のコーディネートや民生委員と連携をし生活支援相談員が住民の相談等に対応してまいったところでございます。また、仮設住宅の住環境整備等につきましては寒さ対策としてエアコンの増設や暖房器具等の配布、風除室等の整備に努めてまいったところでございます。さらに被災者生活再建支援制度に基づく支援金の給付、義援金の配布を通して被災者支援を実施してきたところでもあります。

平成23年度においては災害復旧についての業務が大半を占め、また被災者への支援窓口が各部署に分かれておりましたが新年度からは機構改革により被災者支援室を設置し一元的な被災者支援を行ってまいりたいと考えております。具体的な取り組みの一つとしては、これまでの復興応援センターの業務の拡充を図り仮設住宅に入居している被災者に加えて民間賃貸住宅や在宅避難している被災者に対しても生活相談等の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に障害者自立支援をめぐる対応についてですが、現在国では障害者等が当たり前地域で暮らし地域の一員としてともに生活できる社会をつくることを目的に現行の障害者自立支援法を廃止し目的・理念や法律の名称も含め障害者福祉制度を抜本的に見直しているところでもあります。その中で今までサービスを受けられなかった難病患者等も対称にするなど、谷間のない支援の提供、障害者本人の意向等が尊重されるサービス利用計画など個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする制度の構築が進められております。また国では平成22年4月から非課税障害者に対する障害福祉サービス費等に係る利用者負担額を無料にするなど、新制度に移行するまでの段階的措置を講じております。

本町においてもその都度対応してきたところがございます。現在厚生労働省では平成25年4月1日の施行を目指しその案を検討しているところでもありますので、今後も国

の動向を見きわめながら具体的な施策が固まり次第福祉サービスを必要とする障害者に遺漏のないように対応してまいりたいと考えております。

次に一般会計の歳入確保についてですが、歳入の見積もりに当たっては国の補正予算や概算要求及び国県の施策動向等に留意し的確な見通しを立てて財源確保を図るよう努めたところでございます。平成24年度当初歳出予算総額約397億円に充当できる財源としては震災復興交付金等の国県支出金及び地方債等の特定財源約291億円を除くと一般財源の所要額は106億円となっております。この一般財源の内訳ですが、町税、各種譲与税等及び地方交付税等で約36億円、震災復興特別交付税で約62億円、さらに不足財源を補うため臨時財政対策債を約3億円、そして財政調整基金の取り崩し約5億円をもって収支の均衡を図ったところであります。なお約62億円の震災復興特別交付税の内訳であります、防災集団移転事業などの地方負担分である震災復興交付金事業関係で約24億円、災害廃棄物処理事業や災害復旧事業に係る地方負担相当分として約27億円のほか、町税の減収相当分及び派遣職員の人件費相当分として約11億円を見込んだところでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。1点目なんです、先ほどの回答で中身はそうなのかということになるかと思うんですが、若干疑問といいますか思っていたところは一定水準というような表現があったんですが、一定水準というのはゼロに近い一定水準なのかゼロを超えた一定水準なのか、全体としてどの辺まで山元町の支援対策というのは進んでいるのかということを確認したいと思えます。先ほどの説明の中身がどのぐらいのものなのかということなんです。そういうことでお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。回復のレベルをなかなか定量的に数字でもって把握しお話しするというのは大変難しい内容じゃないのかなというふうに思えます。被災直後の大変混乱した状況、毛布も足りない、水なり食料も足りない直後の避難所生活、それからそのあとお盆までの仮設住宅の方に希望する方が全体が入れるような環境が整った、そしてまた先ほども触れさせていただきましたようにその後地域サポートセンターを設置しての仮設住宅を中心としたところの諸々の支援体制、あるいは寒さ対策に向けた仮設住宅への対応等々、この辺を少しずつ時間の経過で見えていきますと少しずつではございますけれども一定程度は落ち着いてきているのかなというふうな思いでございます。またさらに補足すれば、過般地元紙の方での被災者の方々に対するアンケート調査の紹介結果がございましたけれども、例えば生活の復興感、宮城県は北部ほど低い、県南に比べれば県北の方が生活の復興感が低い傾向があるというふうなことなども相対的なことで申し上げればそういう状況かなというふうに思ひまして、ちなみにご案内だというふうに思いますが、若干ご紹介させていただければこの復興感の比較の中では岩沼市の約39パーセントに次いで県内では2番目になる38.3パーセントというふうな数字にも一定のそういう傾向、方向性というのが垣間見えるのではないかなというふうに思っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。他自治体と比べれば相対的にはいい位置を占めているということであろうかと思いますが、これらの支援対策を考える場合にどこに目標を置くかということになるかと思うんですが、簡単にいえばもとの生活に戻ってようやくゼロということになるかと思うんですが、その辺を目指して今後も続く活動を続けていかなければならないというふうになるかと思う。そしてその際に必要なのは現状認識を正確につか

む、そういったことが必要ではないか。今本当にどんなことが問題になっているのか、苦勞しているのか等々そういった状況、現状をつかみながらその事業一つ一つを進めていくということが今町に求められているのかなというふうに考えるわけです。その際に町長いうように他自治体と比較していい水準にあるということの背景には今先ほどの答弁の中にもありましたが、諸々の体制組織をつくって対応しているということがその原動力となっているのかなというふうに思うわけですが、しかし一方で懸念されるころはその形、三つ、四つほど先ほどもありましたが地域サポートセンター、復興センター、それからこの間の説明の中では何とか連絡会議といったようなものも立ち上げて対応している、あるいはそこに社会福祉協議会も含めてというようなことで活動が進められているというふうに受け止めているわけですが、その辺の連絡調整といいますか一体だれがその三つ、四つの組織の責任を持って組織体制どうなっているのかというところが非常に見えてこない。この間の復興センターなり地域サポートセンター等々のそれぞれの活動の説明はありますが、その中にもダブっているようなところもあるんですよ。その辺はどのように調整されてやっているのか。それぞれ勝手に入って行ってやっているのか。それから全体としてはこれから見えるのもこの説明から見えるのもどうも被災、仮設を中心とした支援対策になっているのではないか。そのほかにも町外にあるそれ以外のところの被災者もある中で何かこの施策を見ますとそこに集中しているように見受けられる。全体の支援策というのはどうなっているのかといったようなものもこの当初予算の中には見えてこない。それらの対策がどうなっているのか。大ざっぱな形で伺います。どこに示されているか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この1年間、確かに町の各セクション挙げていろいろ機能分担しながら被災者の方々の支援なり生活再建に当たってきたというふうなことの中ではちょっと窓口が少し分散している嫌いは、被災直後になればなるほどあったわけでございますけれども、先ほど申したようにこの1年経過する中である程度の対応してくる中で今後については極力ワンストップで対応できるような体制を敷く中でさらなる支援対策を講じていかなければならないというふうなことを思っておりますし、ご指摘のありました仮設住宅だけに偏ることなくというふうなことにつきましても、例えば避難指示区域を段階的に解除をする中で自宅に戻られているいわゆる在宅での被災者の方、あるいは町内外の民間賃貸をご利用になっている被災者の方々へのフォローというふうなことにつきましても今後対応を強化していかなければならないというふうに思っております。ちなみに町内での在宅の被災の世帯数といたしましては沿岸の6行政区として約400世帯ぐらいあるというふうに把握してございますけれども、避難指示の解除後にそれぞれ訪問をいたしまして被災地区の皆様方の健康調査というふうなことでメンタルケアの啓発あるいは相談、心の相談とかホットサルの開催というふうなことで相談の機会を確保などにも努めておるところでございます。議員ご指摘のように、まだまだ全体の被災者に手の届くような状況には至っていないというふうな部分はございますけれども、新年度の一元的な対応ができるような機構改革の中でより充実した支援ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういった方向性は非常にそのとおりだというふうに思うわけですが、実態といいますかですから一体として窓口一本化、それもそういった背景があつてのそういう対策だと思うんですが、それを、その前の分析です。何か問題にあつ

てそうしなければならなくなったのか。ですから、これまでの活動について聞いたわけなんです、その辺はその窓口一本化という方向に流れる中でその辺の検討分析検討というのは具体的になされたかどうか。ちょっとこれは具体的な話あっての方に行くかもわからないんですけども、例えば健康調査といったものがどんな形であるいは見守り隊、それが地域サポートセンターでも入っている、復興センターでも入っている、あと当然町の福祉も入っているのかどうかわからないんですけども、そういうのがどのように整理されて、整理というか体系でやっていたのか。それをどのようにまとめてそして成果に結びつけていたのか。あるいは町の福祉になると仮設に入っている人だけが対象ではないということから町内全体の人たちのそういった対策対応というのがそういったセンターも取りながらの支援も受けながらやっていたということなんでしょうけれども、その辺の実態をどうだったのか。あるいはそういう活動を進めていく際に何か重なったりダブったりというようなことで問題支障がなかったのかといったようなことがまずその部分だけでいいですからどういった活動、そういったのが展開されてきたかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでの被災者支援の体制、ご指摘のようにいろいろな形で機能分担しながらやってきたわけでございますけれども、その辺、できるだけ重複しないような形で対応できれば要所要所で関係機関団体と調整しながらやってきたところではございますけれども、具体的にどういうふうな形で展開してきたのかを含めて保健福祉課の渋谷参事の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。今町長の方のお話がありましたように、各関係機関いろいろ打ち合わせを実施しております。まず民生委員の方々と生活相談支援員、また訪問部門と生活相談支援委員であったりまた健康相談部門と訪問部門であったりとか複数の方々がかかわっていますので、随時場面を設けまして打ち合わせ、相談の必要なケースについてはお互いに共有しながらどこでかかわるのが一番いいのか、あるいは生活相談員支援については玄関で安否確認をとっているという状況ですので中まで入らない。であれば具体的に生活の本当にお話となれば民生委員であったり訪問部門の保健師看護師等であったりとかそういう形で役割を分担しながら1人の方をフォローしているというような形です。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の活動を今後さらに強めていく必要があるかと思えます。といいますのも、この間、これは被災地にかかわらず毎日のようにマスコミに取り上げられている孤独死、孤老死、餓死等々というのがありますし、県内でも仮設住宅での孤独死といいますかそういったのがあつた。そういうことが起きないようにこの辺は徹底して進めていく必要があるかと思えますので、その辺は強調しておきたいと思えます。それからそういう健康、てんではいいんですけども、あといまいちこの支援という活動の中で見えてこないのが何とか連絡会です。山元町応急仮設等連絡会というのを設置してこれらの支援も含めた対策対応をとっているということなんです、この辺も今のあわせてそうした1人暮らしあるいは2人暮らしで高齢者の皆さん、障害者の皆さんをきちっとした支援という中ではここでのこの連絡会の中での役割も大きいかと思われるんですが、この辺がどうかかわって進められているのか。これは仮設に限られた話なんですけれども、この中で地区のコミュニティというものも非常に重視しているようですが、その辺も含めた活動の実態がどうなっていて、そして今後どのように進んでいくのかと

というようなことも示して、ある一定の説明はあるわけですがその中でなかなか見えない部分もあるということで改めてその件についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。仮設住宅単位に行政連絡員を設置して諸々の連絡調整に当たっていただいているわけですが、今ご指摘いただいたように仮設住宅を一つの行政区としてとらえる中で諸々の調整を図っているというふうな状況ですが、これにつきましては具体の運営状況を保健福祉課の佐藤参事の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課参事（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまの遠藤議員のご質問ですが、連絡会につきましては前にもご説明しておりますけれども各仮設住宅の連絡員、それから社会福祉協議会、そしてあと復興応援センター、そしてあと警察とか消防そして行政というふうなメンバーで月1回定例会というふうなことで今実施しております。その中で各仮設でのいろいろな現状等を仮設連絡員の方からいろいろな要望等を受け付けまして、あとその対応等について協議などしております。連絡員さんと生活応援センターのかかわり等でございますけれども、これにつきましては復興応援センターの支援が常時各仮設の方に班編成をして今同じ人ができるだけ顔が見えるおつき合いができるような形で固定して3班体制で各仮設の方を回っている現状でございます。その中で何か変化があった方については連絡員さんの中でもいろいろな情報交換等しながら係わり合いを持つというふうなことでその仮設、そして被災者の常に見守りを行うというふうなことで調整などを行っているところでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今現時点のことでいいんですが、まだ行政連絡員の位置づけというのがすっかりした形で伝わってこないんですが、今現在どのような位置づけのされ方をされているのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この関係につきましては島田総務課長の方から対応させていただきたいというふうに思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。行政連絡員の関係につきましては各仮設住宅の中におきまして総体的な意向調整とかを含めまして行政区長とはまた違った形での仮設住宅内での責任ある形での対応をお願いしているというような状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この間何回かそんなような答えかと思うんですが、明確な文書化といいますか規定というか決まりというか、そのような定められ方はしているのかどうかお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。仮設住宅の行政連絡員に関して特別規定を設けているというふうなことは行っておりません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それでいいのでしょうか。お伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。宮城病院等の行政連絡員と内容的には類似しているのかなというふうな理解の中でおりましたけれども、今後につきましては行政連絡員の関係につきましては関係要綱なりを定めた中できちんと整理していくのが望ましいのかなというふうな考え方でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうあるべきだと私も思います。そういうのがないと行政連絡員の皆さんもどういう立場で仕事すればいいのか、あるいは今3か月交代のようなんですすがそれは宮城病院と同じ。3か月で責任を持てるような活動は私はできないのではないかと。任命というかなった方が本当に支援のこと、そしてこれは町が考えている支援対

策の重要な位置を占める方々だと私は思うんですが、仮設入居されている人の中では。この辺も保証、そういった任務の保証といいますかいつでもきちっとした上でこれも重要な課題といいますかと思われま。ぜひこれは明確にして行政連絡員の方々に本当に安心してといいますか不安なく懸念なく活動できるような対応はされるべきだと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘のとおりだというふうに思います。仮設住宅での生活する期間が短期間ということならいざ知らず、今後集団移転までの時間も一定期間要するというふうなことでございますし、あるいはまた仮設住宅にお住まいの方々も1,030戸の中に約2,700人が、大きく分けると八つの団地に分かれて不自由な生活を強いられているという状況もございます。ただ言われるとおり混乱した中で仮設住宅にお入りになって今日を迎えているというふうなことで、町としてもきちんとした形での規定の仕方とか不十分な点がございましたし、あるいはお願いする行政連絡員の皆様方個人も混乱した中で区長さんと同様な一定の2年なりという期間をお一人の方が対応するというふうな負担感などもあった中で過渡期的な対応として短期間での交代制というふうなことで発足した経緯がございますけれども、被災後1年もたち、今後2年、3年と期間も続きますのでご指摘をしっかり受け止めた形できちんと整備するものは整備し、安定的な連絡員の方々にもより安定的な形で業務を担当してもらえるような形づくりをしっかりやっていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しては最近になるわけですが、この支援対策についてですが今大体見るとお三方がこのお答えになっているかと思うんですが、一体この支援対策に対する全体の責任者というのはだれなんだ。町長でなくてだよ。町長、結果言えば町長ということになんたべけんども、実際の事務執行していく番、だれが責任、町としてのこの支援対策の。あの参事でいいのかが全体の責任者というふうになるのか。総務課長がなるのか。今答えた方々さ向いているんですが、この辺がまたいまいち明確になっていないのかなと外から見ると思うんです。この部分についてはまだもっとわかりやすく質問、今度の機構改革で窓口一本化ということで一元化ということも強調されているんですが、その際の責任者はだれに、こういった支援策のすべての一本化ということでもいいのかどうかも含めてその全体の責任者がだれになるのかお伺ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは落ち着いた段階での場面と被災直後の場面とあえて二つに分けて考えますと、災害対策本部が敷かれるようになりなるとこれは総務課長を中心とした総務課が一義的に対応するというふうな役割分担になってはいますが、一定期間経過する中である程度落ち着いた段階になりなるとそれは専門的にやりませんと、特に今回みたいな大きな災害になりなると総務課がすべてやるというのは物理的にも不可能でございまして、そういうふうな意味で保健福祉課の方に佐藤参事を担当参事というふうな形で、過渡期の形ではございますけれどもそのような形づくりをさせてもらって、さらには新年度から被災者支援室というふうな形の中で今後は、新年度からは一義的にこの支援室長が責任的な対応をしていくというふうなことでございます。ただご案内のとおりこの室での業務、健康管理も含めて多方面にわたりますので、実際はご案内のとおりいろいろなセクションにまたがる部分はありますけれども、限りなくワンストップで諸々の対応のさばきができるような体制づくりをしていかなければならないというふ

うに思っておりますので、そうした方向で対応していきたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。確認したいんですが、この前も機構改革のときにもお話ししたかと思うんですが、土地関係というのはそれも被災者支援の対象になると思うんですけども、土地の買い上げ等はいろいろな相談諸々あるかと思うんですが、それらの相談もこの被災者支援室でいいのかどうかというふうにどう考えているのか、その辺は。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの集団移転等々に伴う移転という部分になりますと、これはある程度の制度の内容なりお話ができるものでなければ町民の方々にきちんとした対応が難しいと思いますので、先ほどの健康関係も含めて実際的には相当程度各課の方で機能分担せざるを得ないというふうなことでございますので、内容をしっかりとこの室の方で受け止めてこの問題であればこの場所でこういうものに対応させるというふうなそういう形に基本的にならざるを得ないのかなというふうなことでございますので、少しでも明確化してあっちだこっちだというふうなことのないような運用をしていかなければならないだろうというふうには思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。一応窓口一本化で実際に対応するのはそれぞれそこから振り分けるというそういう受け止め方でそのように受け止めました。

次に2点目の障害者福祉自立支援法をめぐる問題についてですが、この間も協同作業所の云々かんぬんから——していろいろあったわけですが、経過措置であるとの過程でもとに戻ったということとか、そういう中で実際山元町はそういう現状の中でどういう状況にあるのかということの確認なんですが、それらの確認も一切従来とかわっていませんよということであればそれで結構ですし、山元町の現状が今廃止からといわれているにもかかわらずから新法にかわった今ちょうど途中経過、それで経過どうのこうのという経過が解けてもとに戻ってとかというこの間の説明もあったんですけども、そういう中で山元町の障害者の皆さんの対応は従来どおり上の方では法の中ではいろいろかわっているいろいろな動きがあるようですけども、山元町の障害者の皆さんにとっては従来とかわらない今後かわらない状況にあるのかどうか。あとは心配するのは利用料の1割負担というのが障害者そもそもの根底にあるかと私は思っているんですが、その辺も含めてその辺に変化あるのかどうかについてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。障害者支援に対する町の対応というふうなことでございますが、基本的には先ほどもお答えいたしましたように必要な国の施策に対応するような方向で柔軟に対応してきた部分があるというふうな理解をしているところでございますが、ご紹介いただいたように今回の共同作業所の条例の一部改正における対象者の範囲の関係なんかも含めて限りなく国の施策に呼応するような形の柔軟な対応というふうに理解しているところでございますが、なお詳細につきましては保健福祉課の渋谷参事の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

保健福祉課技術参事（渋谷美智子君）はい、議長。山元町の障害者の方でサービスご利用されている方が116名いらっしゃいます。その中で現在についても利用者負担、段階的に利用者の負担を軽減されてきておりますので現在の段階では負担はある方については1名が負担の可能性があるというだけで、ほかの方についてはご利用の方、児童の部については保護者の所得がありますので児童の部については若干8名ほど一部負担がございます。制度が変わることによってまだその辺も明確ではありませんので、負担割合含めて明確ではありませんので今後については判断しかねるところです。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今なんでこの自立支援法が廃止されて、これは先の政権とか今の政権が選挙の際に廃止ということ公約になって政権立って全国的には廃止というのがということになっていたわけですが、なぜかその辺がずると引きずられて今に至っている。そしてそのことによって地方自治体の皆さんにも大変なご迷惑をおかけしているのではないかといわれるような内容なんです。そしてなぜ廃止になったといたしますと、支援費から自立支援法になって今まで無償だったのが無料になったのがサービスが支援を受けることが全く障害者の皆さんにとっては当たり前の生活になることがそのことが益ですよということだからあなたたちも応益負担でそれ相当の負担をしないという内容のものなんです、この自立支援法というのは。理解が違うとそんなようなことで問題が起きて、そしてそれぞれの訴えがあつてこういうことは問題だということだということでそれがそういう状況にあった方にかえましようとなってきた経緯があるものなんですね。今後廃止して今度は応益ということではなく等しくサービスが受けられるような内容のものになることが想定予定されていたんですが、その辺がまだ今引っかかっているということなので、この件につきましては私の持論というかこの考えを押しつけるつもりはそろそろありませんが、その辺がちょっと理解できたら今この時期に国に訴えてもとに戻す。そもそも問題だというふうに認められた中身のものですからその辺についてそういう考えがあるのかどうかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には先ほどお答えしたように国の方の検討状況を見ながらやっていかなければならないというふうに思うんですが、必要な部分については今お話にありましたように各自治体と連携をとりながら町村会中で連携できるものについては連携しながらあるべき姿に持っていかなければならないのかなというふうには思うところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しては今年度の障害者福祉対策、町のこれにもかかわる重要な課題であります。そのように見られない方々もおるかもわかりませんが、その辺は十分に自覚していただきながら対策を進めていっていただきたい。このことを求めておきます。

次に一般会計の歳入確保についてなんですが、一つは大きな一般財源の大きな柱となる地方交付税をどう見るかなんですが、この地方交付税について見ますと震災部分を除けばということの説明もこの普通交付税を見てみますと、前年度と比較しますと1億2,000万円程度減額となっている。この辺の要因、理由についてこれまでの説明の中では人口も基準財政需用額に生かされるそういった大きな変化もないということ等から考えるとこの辺の減の要因がちょっと見えない、わからない。逆に言いますと、先ほど説明の中にありましたがこの震災によって町税が、町民税が、町税大きく減収しているという中で基本的な考えだとするとその分は普通は普通交付税に反映してくるのかなということから考えると大きな減の要因にその辺はどういう試算されているのか。とりあえずそんな点についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。交付税の具体的な増減の分析内容につきましては企画財政課の寺島課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。普通交付税、今年度22億8,000万円で昨年度からすると約1億円ぐらひは減に見込んでおります。これについては今のところ基準財政需用額から基準財政収入額を減してそして残った額が交付税という対象に、計算式はなる

わけです。ただこれはことしになってみないとわからないというようなことがありますので、今のところは地方財政計画が総務省から示されている額に基づいて若干の伸びはあるんですけれども、内輪で0.5パーセントぐらいは全体としては伸びているんですが、我々の方の積算といたしましては内輪の95パーセント程度で今見込んだということでございます。特別交付税については震災復興特別交付税と普通の特別交付税の2種類あるんですが、その普通の方の特別交付税は全体を100としたときに普通交付税が94、特別交付税が6という割合から算定していくということでの算定でございます。最終的には毎年交付税の算定については出てみないと様相がわからないというところがありますので、なかなか全体としては厳しい状況の中で財源不足にならないようにというような通知もあるものですから、そういったことで95で見込んだ関係が影響しているというふうにご理解いただければというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これは決算時とか最終的には決まる、最終的に決まる時期には100に近い数字となってあらわれるというふうに今の説明で受け止めました。あわせて、今回この間ずっと交付税の上乗せ措置というのがずっと続けられておりますが、町で出したこの説明の中にも加味しているという説明がございます。地方再生対策費及び雇用対策、地域資源活用推進の推移等の影響を加味した、この辺が上乗せ措置の部分であるかと思いますが、この辺が具体的に今回の予算にどのようにあらわれているのか、反映されているのかお伺いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。総務省の方から来ている地方財政計画にある予算編成上の留意事項というのが通知として来ています。この中に今おっしゃったような各種の地財措置、要は地方財政措置をしているというものについてこれこれは見ているというものについては我々も承知しております。それに基づいて具体的にどれかというのはまだこの場ではお答えできませんけれども、基本的には見ているものについては我々の方でチェックしてほとんど充当しているというふうに見ているというふうに理解していただいて結構だと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、それが現時点で22億8,000万円の中にちゃんと入っていますという受け止め方でいい。はい、了解。この件については了解。

あとはあわせて交付税の分に当たる臨時財政対策債について伺うわけですが、これは今回2億7,900万円相当、前年より低い数値となっているんですが、実際これの発行可能額というのはどのぐらいになっているのか。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。ことしは今現在示されているのは昨年度に比較して0.4パーセント減ということで、2億9,500万円ほどでございます。そのうちの本年度については95パーセントの内枠で現在のところ算定というか見込んでおります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。世の中ではこの臨時財政対策債については地方財政計画の中では1兆円と。諸々の背景があってその結果、これは交付団体には多く認めているというふうな話になってくるんですが、ですから今の0.4パーセントの減というのはちょっと、山元町だけが0.4パーセント減なのかなというふうになってしまうわけですが、しかしながら示されたのが2億9,500万円ということが事実であればそういうことなのかなと。その辺についてはわかりました。あとこの使い方なんですが、これも当然のことながら地方交付税としての扱われ方しているわけですが、最終的に2億9,500万円まで認められた発行可能までの使う意思があるのかどうかお伺いします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。当初予算ではこの額を今見込んでおりますけれども、今後の補正によって財源不足が生じた場合には財政調整基金との関係もございますけれども、可能性としてはあるということでご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。非常に貴重な財源なんですね、今の我が町にとってはこの一般財源として。そして補助の対象外になったほとんどが災害関係で諸々の支援制度、救済策等々あるわけでありますが、そこから外れた方々も多く存在しているというのがこの間の議論の中で明らかになっていることかと思えます。そういった部分に対応できるこれらの一般財源、それを可能な限り確保してそしてそういった必要となる方々へ有効的に活用するそういう考え方がこの財源確保前に非常に重要になってくるのではないかと考えるわけですが、その辺本当に1円のむだもなく確保しそしてむだなく使う、こういうふうに進めて財政活動といいますか要はしていかなければならないというふう考えるわけですが、その辺の取り組み方について町長にお考えをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。財政運営の基本的なスタンスとしては遠藤議員おっしゃるとおりだと思います。必要な財政順位に見合う財源をきちんといかに確保できるかというふうなことでございますので、それに向けてはいろいろな形で努力を積み重ねる必要があるというふうに思いますし、あるいはむだなくというふうな点につきましてもおっしゃるとおりでございますので、可能な限りそういうふうな視点観点を大切にしてやっつけていかなければならないというふうに思っております。問題は要所要所でお話しさせていただいておりますとおり、何せこの膨大な事務事業を控えておりますのでどこまできめ細かく目配り気配りできる中でむだなく財政運営なり事務事業を執行できるかというふうなことが問われておるわけでございます。きょうの新聞にもいろいろお隣の職員の健康管理の問題などもスポーツ紙に取り上げておりましたけれども、その辺の兼ね合いもございましてけれども、まず職員の皆様には健康管理に留意していただきながら町の復興再生に向けてまた頑張ってもらう中で議員ご指摘のような財政運営も展開してまいりたいというふうに思うところでございます。

議長（阿部 均君）6番、遠藤龍之君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第36号から議案第42号までの7議案については議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第42号までの7議案については議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の方々は直ちに第4会議室で会合の上、委員長・副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は3時10分といたします。

午後2時50分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）予算審査特別委員会の委員長・副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので事務局長から報告させます。事務局長、報告願います。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。ご報告いたします。予算審査特別委員会の委員長に岩佐 隆君、副委員長に菊地八郎君がそれぞれ選任されました。以上で報告を終わります。

議 長（阿部 均君）お諮りします。予算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の規定による検査権と第 1 0 0 条の調査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の規定による検査権と第 1 0 0 条の調査権を委任することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第 3 6 号から議案第 4 2 号までの 7 議案については、山元町議会会議規則第 4 5 条第 1 項の規定により 3 月 2 1 日午後 5 時までには審査が終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託した議案第 3 6 号から議案第 4 2 号までの 7 議案については、3 月 2 1 日午後 5 時までには審査が終了するよう期限をつけることに決定しました。

議 長（阿部 均君）以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は 3 月 2 3 日開議であります。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 3 時 1 2 分 散 会
